心之祈念、大治年中之比、貢進皇太神宮御領、専供祭勤之間、其男常胤保延元年二月伝領之後、前下野守源朝臣義朝存日、就于件常晴男常澄之浮言、自常重之手、康治二年雖責取圧状之文、恐神威永可為太神宮御厨之由、天養二年重又令進別寄文之上、国司以常胤可令知行郡務之旨、久安二年四月与判又畢者、同年八月重堺定四至、令附属仮名荒木田正富之間、依有祈願、今又所奉寄豊受太神宮御厨也者、蒙二宮一同之判行、以田畠地利上分并土産鮭等、欲被令致年中三度御祭六節会御贄之勤、盍被裁許哉、望請二宮庁裁、殊因准傍例、任代代国判・次第証文等理、自今以後、号両方供祭所、平均被令備進御贄上分者、将仰神威之貴、弥専国家泰平御祈祷之勤矣、以解、

永暦二年二月廿七日　正六位上行下総権介平朝臣常胤

判

就寄文検案内、以元一宮御領、寄進二宮、致両宮神役者、古今之例也、然則、件相馬御厨、任申請旨、為二宮御領、可令備進供祭上分之状、与判如件、若相交他領者、非此限、仍寄文三通内、留二通、返一通、以判、

皇太神宮

禰宜正四位上荒木田神主判（花押影）
禰宜正四位下荒木田神主判（花押影）
禰宜従四位上荒木田神主判（花押影）
禰宜従四位下荒木田神主判（花押影）
禰宜正五位下荒木田神主判（花押影）
禰宜正五位下荒木田神主判（花押影）
禰宜従五位上荒木田神主判

豊受太神宮

禰宜従四位上度会神主判（花押影）
禰宜正五位下度会神主判（花押影）
禰宜正五位下度会神主光仲
禰宜正五位下度会神主判（花押影）
禰宜従五位上度会神主判（花押影）
禰宜従五位下度会神主判（花押影）
禰宜外従五位下度会神主判（花押影）

○「判」以下に「内宮政印」影二十三顆あり、

大治5年(1130)6月11日 下総権介平経繁寄進状案
大治5年(1130)6月11日 下総権介平経繁寄進状案
大治5年(1130)6月11日 下総権介平経繁相馬郡布瀬郷文書注文案
大治5年(1130)8月22日 皇大神宮権禰宜荒木田延明請文案
大治5年(1130)12月　日 下総国司庁宣案
天養2年(1145)3月11日 源義朝(？)寄進状案
久安2年(1146)8月10日 下総国相馬御厨下司平常胤寄進状
永暦2年(1161)正月　日 源義宗寄進状
永暦2年(1161)2月 源義宗請文案
永暦2年(1161)2月 源義宗請文案
永暦2年(1161)2月27日 下総権介平常胤解案
永暦3年(1162)4月1日 下総権介平常胤申状案
永万2年(1166)6月3日 源義宗(？)起請文案
永万2年(1166)6月3日 源義宗(？)起請文案
永万2年(1166)6月18日 大神宮権禰宜荒木田明盛起請文案
仁安2年(1167)6月14日 皇太神宮権禰宜荒木田明盛和与状案
仁安2年(1167)6月20日 外宮禰宜度会彦章(？)書状案

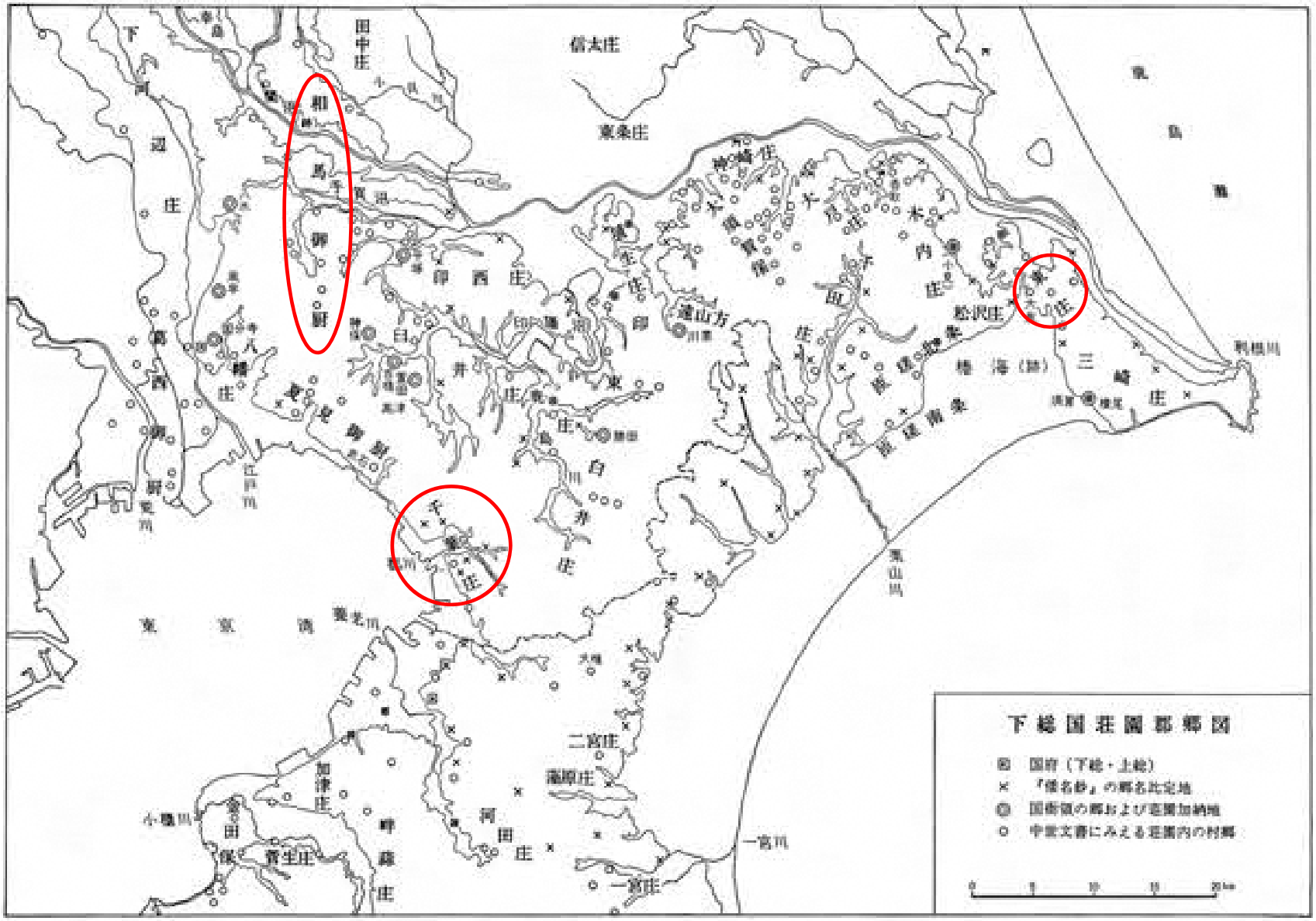
下総国荘園郡郷図
国府（下総・上総）
「倭名抄」の郷名比定地
国衙領の郷および荘園加納地
中世文書にみえる荘園内の村郷
信太庄
東条庄
田中庄
相馬
馬橋
御厨
印西庄
白井庄
井庄
東庄
白井
千葉
千葉庄
葛山方
神崎庄
本内庄
内庄
松沢庄
三崎庄
鴨根川
椿海（跡）
東京湾
葉光川
江戸川
真間川
二宮庄
瀧原庄
河田庄
一宮庄
一宮川
加津庄
峰岸庄
小糸川
金田保
菅生庄
栗山川

福田豊彦『千葉常胤』

大治元年(1126)6月、常晴、常重を養子として相馬郡を譲る。10月国判。

大治５年(1130)６月１１日 下総権介平経繁、相馬郡布施郷を皇大神宮に寄進(1278 1279 1280)。12月 国司庁宣(1289)

保延元年(1135)2月、常重、常胤に相馬御厨地主職を譲る。

保延2年(1136)7月15日 国司藤原親通、公田官物未進ありと号し、常重の身を召籠む。11月13日 庁目代紀季経、相馬・立花両郷の新券を押書。

康治2年(1143)、源義朝、常重より圧状を責め取る。

天養２年(1145)３月１１日 源義朝、相馬御厨を皇大神宮に寄進(1338)。

久安2年（1146）四月、常胤、官物未進分進済により、国司より郡務を認められる。8月10日 常胤、相馬御厨を荒木田延明に附属(1343)。

永暦2年(1161)正月、源義宗、相馬御厨を二宮に寄進(1405)。2月27日、常胤、相馬御厨を二宮に寄進(1406)。

武家政権づくりに貢献した誇り高き東国武者

千葉常胤公ものがたり

源頼朝をして「父」と呼ばしめた男

千葉市

史料二　吾妻鏡　治承四年（一一八〇）九月

四日癸丑、安西三郎景益依給御書、相具一族并在庁両三輩参上于御旅亭、景益申云、無左右有入御于広常許之条不可然、如長狭六郎之謀者、猶満衢歟、先遣御使為御迎可参上之由、可被仰云云、仍自路次、更被廻御駕渡御于景益之宅、被遣和田小太郎義盛於広常之許、以藤九郎盛長、遣千葉介常胤之許、各可参上之趣也、

［読み下し］

安西三郎景益御書を給はるに依り、一族并びに在庁両三輩を相具して御旅亭に参上す。景益申した云はく、「左右無く広常の許に入御有るの条然るべからず。長狭六郎の如きの謀は、猶衢に満ちんか、先づ御使を遣はし御迎への為に参上すべきの由、仰せらるべし」と云云。仍て路次より、更に御駕を廻らされ景益の宅に渡御す。和田小太郎義盛を広常の許に遣はされ、藤九郎盛長を以て、千葉介常胤の許に遣はす。各参上すべきの趣なり。

※頼朝が辿り着いたのは、房総半島南部（現在の千葉県鋸南町もしくは館山市）だと言われています。

史料三　吾妻鏡　治承四年（一一八〇）九月

六日乙卯、及晩、義盛帰参、申云、談千葉介常胤之後、可参上之由、広常申之云云、

〔読み下し〕

晩に及び、義盛帰参す。申して云はく、『千葉介常胤と談ずるの後、参上すべき』の由、広常これを申す」と云云。